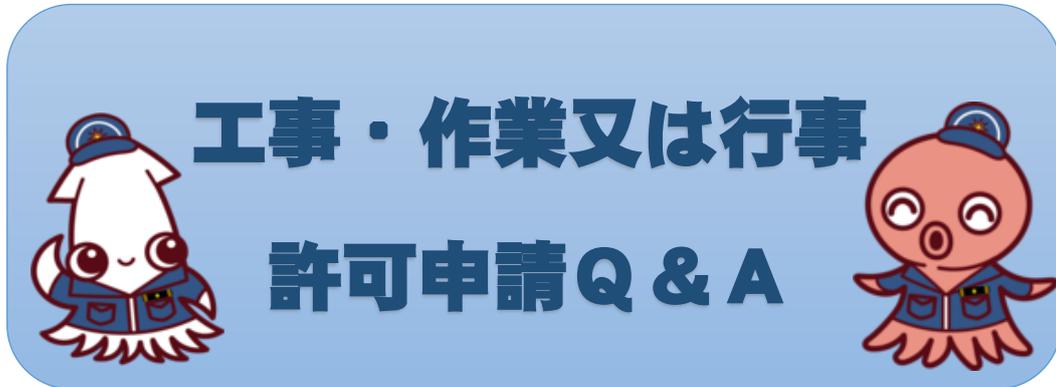


令和5年8月30日更新 Ver1.00



工事・作業又は行事

許可申請Q & A

東 京 海 上 保 安 部
航 行 安 全 課

以下のQ&Aにおいては、次の通り一部表現を省略します。

- ◎ 工事・作業又は行事許可申請書を「許可申請書」といいます。
- ◎ 工事・作業又は行事を「工事等」といいます。

Q 1. 港則法とは？

Q 2. 海上交通安全法とは？

Q 3. 京浜港とは？

Q 4. なぜ許可申請書にて許可が必要なのですか？

Q 5. すべての工事等に対して許可申請が必要ですか？

Q 6. 宛名は京浜港長でいいですか？

Q 7. いつまでに申請すれば良いですか？

Q 8. 申請者名は担当者でも良いですか？

Q 9. 申請日はいつにすれば良いですか？

Q 10. 期間及び時間の記載について教えてください。

Q 11. 許可を受けた工事等に内容変更があります。

どのような手続きが必要ですか？

Q 12. 審査完了はどのようにして確認できますか？

Q 1. 港則法とは？



港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を
目的とした法律です。

港則法が適用される港は全国で 500 港ほどあります。

この法律の目的を達成するため、港内における様々なルールが定められています。

(例) 入出港、停泊及び係留、航法、工事等にかかるもの

詳しくは、法律の条文を参照してください。

Q 2. 海上交通安全法とは？



船舶交通がふくそうする海域における船舶交通
について、**船舶交通の安全を図ることを目的と**
した法律です。

適用される海域は**東京湾・伊勢湾・瀬戸内海**のうち、港を除く海域です。

詳細な範囲は海上交通安全法施行令第一条に記載されています。

Q3. 京浜港とは？



京浜港とは、港則法に定められている**特定港**の一つです。

特定港とは港則法適用港のうち、

- ・喫水の深い船舶が出入りできる港又は外国船舶が常時出入りする
- ・港長が置かれている

ものであり、東京湾内では、**京浜港**・**千葉港**・**横須賀港**・**木更津港**が特定港です。

なお、京浜港は北から**東京区**、**川崎区**、**横浜区**に分けられています。



Q4. なぜ許可申請書にて許可が必要なのですか？

京浜港などの船舶交通がふくそうする港内において工事等が行われる場合には、**船舶交通の安全のため**に必要な措置をとる必要があるからです。



港則法により特定港において工事等を行う場合には許可申請が必要であることが定められています。

これは、特定港における工事等は

- ・一定の水域が占有される
- ・作業船等が直ちに移動できない

など、船舶交通の安全及び港内の整頓が阻害されるおそれが多くなるためです。

また、申請せずに工事等を行った場合は、内容によっては罰せられることがあります。

Q5. すべての工事等に対して許可申請が必要ですか？

船舶交通の安全や船舶交通の整理に対する影響度が小さいものは許可申請が不要となることがあります。



これは、許可申請を定めている港則法の目的が船舶交通の安全及び港内の整頓だからです。

海域が封鎖されている等の状況であり、その中で実施する工事等が挙げられます。

許可に該当するか否かの判断は内容や周囲の状況等によって異なるので、許可に該当するか確認する場合は最寄りの海上保安部署へお問い合わせください。

Q 6. 宛名は京浜港長で良いですか？

工事等の実施海域によって異なります。



書類の宛名は実施海域によって異なります。

法 律	実施海域	宛 名
港則法	京浜港内	京浜港長
海上交通安全法	東京湾のうち、港外	第三管区海上保安本部長

※第三管区海上保安部長あての作業届出書は最寄りの海上保安部の窓口へ提出してください。

(第三管区海上保安本部へは直接提出できません！)

主に港則法適用海域と海上交通安全法適用海域の両方にまたがる工事等を行う場合には、両方の申請書の作成が必要です。

Q 7. いつまでに申請すれば良いですか？

工事等の開始日の概ね **30 日以内** に提出してください。



これは行政手続法に基づく標準審査期間です。

直前の申請は許可までの審査期間が十分設けられず、許可が作業開始日に間に合わない可能性があります。

やむを得ない事由がない限りは十分に余裕をもって申請してください。

なお、直前の申請になってしまう場合には、判明した時点ですみやかに電話等で連絡してください。

Q 8. 申請者名は担当者でも良いですか？

工事等の指揮監督する権限を有する方
にお願いしております。



申請者は契約書等の請負人名と同じにしてください。
(例) 代表取締役、社長 等

Q 9. 申請の日付はいつにすれば良いですか？

申請書を提出する日になります。



Q10. 期間及び時間の記載について教えてください

期間は申請に該当する期間のみを
記載してください



予備日を設ける場合は予備日を記載してください。
時間は、具体的な時間を記載し、夜間作業がある場合はその旨記載してください。

- (例1) 令和5年8月14日～同年8月20日
予備日：令和5年8月21日～令和5年8月25日
09：00～19：00（夜間作業あり）
- (例2) 令和5年8月14日～同年8月20日
予備日なし
日出から日没まで
- (例3) 令和5年8月14日～同年8月20日
実作業1日（他予備日）
08：00～17：00

Q11. 許可を受けた工事等に内容変更 があります。どのような手続 が必要ですか？

内容変更許可申請書又は内容変更届
の提出が必要です。



それぞれの違いについて説明します。

	内容変更許可申請書	内容変更届
変更概要	<ul style="list-style-type: none"> ■工事等の安全性に変化があるもの ■船舶交通への影響に変化があるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■工事等の安全性に変化がないもの ■船舶交通への影響に変化がないもの
具体例※1	<ul style="list-style-type: none"> ■工事等の概要の変更（手順の加減） ■工期・工種の変更 ■海域の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■使用船舶の変更（加減も含む） ■警戒員の変更（増減も含む） ■軽作業や陸上工の変更 ■使用資機材の変更※2
審査	審査に時間を要します	窓口にて確認の後受領します

※1 列挙している例は内容によって許可が必要又は不要になる場合があります。

※2 変更前後の工事等への影響度によっては許可申請が必要になる場合があります。

Q12. 審査完了はどのようにして確認 できますか？

審査が完了した時点でご担当者様へ電話
にて連絡させていただきます。



なお、許可申請書を提出していただく際にお渡しする整理番号票に記載の整理番号を確認していただき、東京海上保安部ホームページの「各種申請・届出」からも申請処理状況表が確認できます。

申請処理状況表

(https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/form/koujikyoka/manual/09_syori.pdf)



記載内容や申請関係について疑問がある場合は、

東京海上保安部 航行安全課 第二海務係 (03-5564-2023)

までお問い合わせください。